

一般社団法人 日本集団精神療法学会代議員選挙規程

日本集団精神療法学会代議員選挙規程

第 1 条

代議員の選挙については、一般社団法人日本集団精神療法学会（以下「本会」という。）定款に定めてあることのほかは、この規程に従う。

第 2 条

選挙は全国を次の 9 地区に分ける。

一 北海道地区(北海道)

二 東北地区(青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県)

三 関東地区(群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

四 甲信越・北陸地区(山梨県、長野県、新潟県、石川県、富山県、福井県)

五 東海地区(静岡県、愛知県、三重県、岐阜県)

六 近畿地区(滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県)

七 中国地区(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

八 四国地区(香川県、徳島県、高知県、愛媛県)

九 九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

第 3 条

選挙権・被選挙権は、選挙が行われる前年の 8 月末日現在の本会の正会員であり、その前年度までの会費を納入している者（以下有権者という）に限りこれを有する。ただし前年の 9 月 1 日から選挙日までの間に定款第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定により会員の資格を喪失した者については選挙権、被選挙権を喪失するものとする。なお、海外在住の正会員は、被選挙権についてはこれを行使できない。

第 4 条

代議員の定員は 25 人を各地区の有権者数に比例配分したものを各地区の定数とし、これらの総計をもって全体の定数とする。各地区の有権者数を 25 で除した余りが 13 以上の場合、代議員 1 名を加算し、有権者数が 25 人未満の場合は、1 名とする。関東地区については、本会の運営上の必要により代議員 3 名を加算する。

第 5 条

1.選挙人及び被選挙人の所属する地区別は、選挙が行われる前年の 8 月末日現在の主な勤務地によって定める。但し現に勤務していない者については居住による。

2.海外在住の正会員が選挙権を行使するには、第 2 条で定められた 9 地区から 1 地区を自己所属地区として選択し、その地区名を選挙が行われる前年の 8 月末日までに本会事務局に届け出ておかなければならない。

第 6 条

1.理事会は前年までの会費を納入している正会員の中から選挙が行われる前年の 7 月末日までに選挙管理委員会の委員 5 名を委嘱する。

2.委員の任期は、理事会より選挙管理委員の委嘱を受け、それを受理した日より、次の選挙管理委員会が発足する日までとする。

3.選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。

4.選挙管理委員は候補者および推薦者になることはできない。また、選挙運動をすることもできない。

第 7 条

選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の 9 月末日までに有権者名簿を全有権者に送付する。

第 8 条

有権者は、有権者名簿に脱漏または誤植があると認めたときは、有権者名簿が送付された年の 10 月 15 日までに選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

第 9 条

選挙管理委員会は、選挙の期日を 1 月末日とし、訂正された有権者名簿の通知とともに、選挙に関する公告をおそくとも選挙が行われる前年の 10 月末日までにしなければならない。

第 10 条

選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の 11 月末日までに代議員候補者の受付を終了させなければならない。

第 11 条

立候補者及び推薦者は、選挙管理委員会の定める用紙のそれぞれの記名簿に自署・捺印し、これを選挙管理委員会の指示する所へ指定する期日までに郵送(当日消印有効)または持参しなければならない。これにあきらかに違反していると選挙管理委員会が認めた場合は、この届け出は無効とする。

第 12 条

選挙管理委員会は、立候補、推薦の段階で代議員(仮)候補者が決まったなら、その旨を(仮)候補者の所属地区を記した名簿と共に直ちに本人に通知する。通知を受けた(仮)候補者は、選挙が行われる前年の 12 月 20 日までに立候補を辞退することができる(必ず文書によることとする)。なお、候補者の数が代議員の定数に満たない場合でもその補充は行わない。

第 13 条

代議員候補者は、代議員候補者(仮)名簿に脱漏または誤植があると認めたときは、代議員候補者(仮)名簿が送付された年の 12 月 20 日までに選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

第 14 条

選挙管理委員会は、代議員候補者名簿と所定の投票用紙を、選挙期日の 2 週間前までに、有権者に送付しなければならない。

第 15 条

選挙は単記もしくは連記無記名投票によりこれを行う。代議員定数が 3 名以下の地区は単記とし、4 名以上の地区は 2 名連記とし、10 名以上の地区は 5 名連記とする。

第 16 条

投票は郵送に限る。

第 17 条

投票は、有権者各自がその所属する地区内の代議員候補者中より規定された人数を選び、所定の自己投票用紙に自筆で記載したうえ、所属地区を明記し、これを選挙期日までに(当日消印有効)選挙管理委員会の指示するところに郵送しなければならない。

第 18 条

1. 有権者は開票に立ち会うことができる。
2. 選挙管理委員会は、有権者以外の者による開票従事者を、若干名委嘱することができる。

第 19 条

1. 当選の決定に当たっては、有効投票の得票数の多い者を当選者と定める。同点者が 2 名以上ある場合は、抽選で当選者を定める。抽選の方法は選挙管理委員会に一任する。
2. 候補者数が代議員定数以内であった地区においては、候補者を無投票にて当選者とし、欠員は補充しない。

第 20 条

当選の無効が決定された場合には次点者を当選者とする。

第 21 条

次の投票はこれを無効とする。

1. 本規程の第 16 条、ならびに第 17 条に違反したもの
2. 投票用紙の記載が、誰を選出しようとするのか確認し難いもの
3. 所定の記名数を超える員数の記載のあるもの

第 22 条

1. 本規程の第 19 条及び第 20 条により、選挙管理委員会が当選者を確定した時点をもって、選挙結果決定とする。
2. 選挙結果決定後、選挙管理委員会は直ちに当選者に当選の旨を通知し、また当選者の氏名を全会員に知らせなければならない。

第 23 条

選挙結果決定後、辞退もしくは死亡等により欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。

第 24 条

有権者に選挙または当選に関して異議あるときは選挙結果決定後 1 ヶ月以内に文書で選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

第 25 条

選挙管理委員会は全選挙あるいは地区の選挙において不正あるいは過誤を認めた場合、当該選挙を無効とすることができる。その場合は、直ちにそれぞれの再選挙を行う。

第 26 条

選挙に関し、不正行為をしたものは当該選挙並びにその再選挙における選挙権および被選挙権を失う。

第 27 条

以上の選挙規程に定めていない事項や不測の事態が生じた場合は、その都度選挙管理委員会が協議、決定、実行する。決定、実行した事項は必ず記録し、組織委員会を通じて理事会へ申し送ることとする。

附則

本規程は、2019 年 2 月 17 日より施行する。